7　平成28事業年度の事業報告の概要

⑴　馬主及び馬の登録並びに調教師及び騎手の免許

種　別	登録等の数	取消しの数	28年度末数
馬主の登録	299件	294件	4,577件
馬の登録	4,822頭	4,744頭	11,010頭
調教師の免許	508名	15名	502名
騎手の免許	288名	11名	287名

⑵　調教師、騎手の養成及び訓練

養成については、調教師課程９名、騎手課程６名が修了した。また、調教師、騎手の訓練15回40名、競馬実務担当者の研修計７回76名を行った。

⑶　専門職員の派遣及び競馬実務担当者の研修

地方競馬の開催に際し、裁決その他の競馬の実施事務を行う専門職員延べ4,956名を派遣した。

⑷　地方競馬の経営改善に対する支援

主催者が認定競馬活性化計画に基づいて行う事業に対し、その経費を補助するとともに、主催者の経営改善のための取組みを支援した。

⑸　畜産振興事業に対する補助

国及び地方公共団体の畜産振興に関する方針に即して、馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業に対して、適切かつ効率的に補助を行った。

⑹　競走馬生産振興事業に対する補助

地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産振興に資するための事業に対し、適切かつ効率的な補助を行った。

8　子会社及び関連公益法人（平成28事業年度末現在）

⑴　子会社

㈱日本レーシングサービス　出資額　10,000万円　出資比率91％

⑵　関連公益法人

（一財）地方競馬共済会　出捐額　900万円

（公財）畜産近代化リース協会　出捐額　2,000万円

企業年金基金変更公告

ソニー企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

１．新事務所の所在地　東京都港区港南１丁目７番１号

２．旧事務所の所在地　東京都台東区台東１丁目24番２号

３．変更年月日　平成29年10月２日

平成29年10月10日　ソニー企業年金基金
理事長　古寺　猛生

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の教育職員免許状は失効した。

平成29年10月10日　沖縄県教育委員会

１　氏名　新垣　　司　本籍地　沖縄県
中学校教諭一種免許状　外国語（英語）
高等学校教諭一種免許状　外国語（英語）
授与年月日　平成28年２月15日
授与権者　沖縄県教育委員会

２　失効年月日　平成29年８月18日

３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を下記のとおり公告します。

平成29年10月10日

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理事業
施行者　京都市
代表者　京都市長　門川　大作

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

⑴　京都市下京区東洞院七条下る東塩小路町
竹内八之助

２　通知の内容

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理事業地区内の宅地について、土地区画整理法第100条第１項の規定により、別紙のとおり使用し、または収益することを停止します。

教示

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に京都府知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条第２項に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として京都地方裁判所に取消訴訟を提起することができます。

なお、別紙は掲載を省略し、それらを京都市下京区川端町16番地において掲示しています。

会社その他の公告

解散公告

当組合は、平成二十九年九月二十日開催の臨時総会の決議により平成二十九年九月三十日解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十日

岩手県和賀郡西和賀町大荒三六地割四二番地三

協業組合西和賀オートサービスセンター

代表清算人　小田島令也

解散公告

当社は、平成二十九年九月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債内権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十日

福島県郡山市安積町荒井字石橋一〇五一一〇一

株式会社メディックス

代表清算人　鵜川　哲男

解散公告

当社は、平成二十九年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十日

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田四丁目一五番一〇号

有限会社アスラック

清算人　諸橋　伸二

解散公告

当法人は、平成二十九年九月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十日

埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目六二番地
大宮ラクーン・三栄ビル内八階）

一般社団法人大宮まちラボ協議会

代表清算人　久世　晴雅